

平成29年6月

第69期導入修習の評価の概要

司法研修所

1 総評

導入修習は、修習開始段階で司法修習生（以下「修習生」という。）に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようすることを目的として、第68期司法修習から新たに実施された。司法研修所では、第68期導入修習により上記の目的がどの程度達成され、どのような課題があったかを把握した上で、その課題を克服してより充実した導入修習を実施するため、各教官室において、修習生に対するアンケートの結果、配属庁会の指導担当者や司法研修所教官の所感等も踏まえ、第68期導入修習についての評価を行った。その結果は、いずれの教官室も、第68期導入修習は、その二つの目的に照らして一定の効果が認められたと評価しており、分野別実務修習に円滑に移行するために必要な事項はほぼカバーし、また、導入修習の期間が現状の規模であれば分野別実務修習期間の短縮による格別の支障は生じていないが、なお、カリキュラムの工夫、事前学修の充実、科目間連携等を一層進めるべきであるというものであった。

第69期導入修習は、第68期で確認された課題を踏まえ、カリキュラム内容を一部見直して実施された（カリキュラムの概要是別紙のとおり）。司法研修所では、第68期と同じ目的及び方法で、第69期導入修習の評価を行った。その結果は、以下のとおり、総じて、第69期導入修習についても、第68期と同様に、導入修習の二つの目的に照らして一定の成果が認められたと評価するとともに、現状の規模であれば分野別実務修習期間の短縮による格別の支障も生じていないというものである。以下、今後の課題も併せて、その概要を述べる。

2 第69期導入修習の評価

(1) 第69期導入修習におけるカリキュラムの見直し等

第69期においては、分野別実務修習を見据えて、修習生が法科大学院で経験していない争点整理手続に主眼を置き、カリキュラム間の連携を意識したり（民事裁判）、事実認定につき、事前課題から導入修習の各カリキュラムを通じて段階的な学修ができるよう工夫したり（刑事裁判）、法科大学院で履修していない者もいる民事保全・執行につき、講義時間を拡大して基礎的内容から実務的内容までカバーするようにしたり（民事弁護）、修習内容の効率的な実現及び修習生の負担軽減の観点から同一の事案を異なるカリキュラムで連続して使用するほか、主に量刑が問題となる事件の弁護を新たに取り上げる（刑事弁護）などした。

教官としては、いずれの見直しも所期の成果を上げたと見ており、導入修習の結果、分野別実務修習における学修に向けた素地が整ったといえる。

(2) 修習生アンケートの結果

第69期導入修習の終了時に実施したアンケートでは、導入修習の各カリキュラムの中で、一つでも「役に立たない」ものがあると回答した者は4.3%にとどまり、その割合は第68期より減少した。また、集合修習開始時に実施したアンケートでは、多くのカリキュラムで「役に立った」、「少しは役に立った」との肯定的な評価が約9割に達したほか、第68期では比較的肯定的な評価の少なかった一部のカリキュラムについても、肯定的な評価の割合が高まっている（民弁講義2（弁護士の職責等）：70.8%→83.5%，裁判官の役割・職務、裁判修習のガイダンス：73.7%→79.3%）。また、事実認定の知識や実体法・手続法の知識等の各項目について、ほぼ5割ないし6割以上の者が導入修習を通じて不足を感じ、その多くの項目について不足を感じた修習生の6割から7割程度の者が分野別実務修習中に自学自修に取り組んでおり、第68期と同様の傾向を示している。

(3) 配属庁会の指導担当者の所感等

配属庁会の指導担当者からは、第68期と同様、修習に対する姿勢や実務的知識等の点で肯定的な所感が多く見られ、また、分野別実務修習の期間が短縮された影響について、大きな弊害が生じているとの意見はなかった。具体的には、「第68期以降は、第67期までの修習生と比べて、分野別実務修習で学修すべき内容についてのイメージを持って修習に臨んでいた」（民事裁判）、「刑事手続の全体的な流れや、証拠構造、事実認定の手法等の実務的な知識、考え方をある程度理解しており、分野別実務修習をスムーズに始めることができた」（刑事裁判）、「修習開始当初から、実際の事件を配点したり、実務的な内容の演習を実施できるようになり、実践的な修習の機会が増えた」、「修習開始直後から、犯人性や犯罪の成否といった検討順序、間接事実の拾い上げとその意味付け、客観証拠からの認定といった基本的な検討手法が身についていた」（検察）、「実務修習で何を学ぶべきかなどの目的意識をもって修習に臨んでいた」、「当事者の視点に立って検討するという意識をもって修習をしていた」（民事弁護、刑事弁護）などの意見が見られた。

(4) 集合修習以降からみた導入修習の評価

集合修習における教官の所感等について、「要件事実の基本的理解を全く欠く起案は相当程度少なくなり、また、事実認定についても動かし難い事実に着目し、認定すべき事実に積極方向、消極方向それぞれに働く間接事実の双方に配慮し、事実認定を行う起案が増加した」（民事裁判）、「多くの修習生が争点整理の結果・当事者の主張を踏まえた事実認定を行うようになり、当事者間の実質的な争いを意識しない総花的な起案は減少した」、「事案のポイントを見い出し、三者で共有することについての理解等が深まっており、争点整理の意義についての理解を欠くような起案が少なくなった」（刑事裁判）などは第68期と同様である。また、「多くの修習生が、犯人性及び犯罪の成否について証拠を的確に検討して妥当な結論を導くことができるようになっていた」（検察）、「第67期以前と比べて、積極的主体的に臨んだ者が多くなる等の改善が引き続き見られた」（民事弁護、刑事弁護）などの肯定的な所感が多く見られた。これらの効果につい

て、実務修習における指導等によるところも大きいものの、導入修習の実施により、修習生が問題意識を持って分野別実務修習に臨んだことなどの影響もあったと考えられることは、第68期と同様である。

3 今後の導入修習について

(1) 個別カリキュラムにおける課題と第70期導入修習における見直し

各教官室では、導入修習の一層の充実を図るため、第70期導入修習においてカリキュラム内容を更に見直した。例えば、民事裁判・民事弁護では、民事第1審手続を解説する講義で、講義内容を絞り込んで争点整理手続に更に時間を割くとともに、模擬争点整理の実演を行うなどし、刑事裁判では、事実認定につき、より分かりやすく基本的能力を身に付けられるように教材を改訂したり、刑事訴訟手続について修習開始前に復習しておくべき事項をまとめた新教材を作成して配布するなどした。また、刑事弁護では、事前課題を導入修習初回の演習の準備をさせるものに改めるなどした。

導入修習のカリキュラム内容については、これらの見直しの効果等も踏まえて、今後も引き続き検討していくことが必要である。

(2) 今後の課題

導入修習の課題としては、次のものがあり、導入修習の一層の充実に向け、引き続き検討していく必要がある。

① 事前学修の充実

修習生がより主体的・積極的に導入修習に取り組むようにするために、導入修習のイメージと事前準備の重要性を理解させるための工夫や、自学自修をサポートする教材の作成を検討する必要がある。

② 実体法・手続法の基本的理解と自学自修の重要性の強調

教官や配属庁会の指導担当者からは、実体法・手続法の基本的知識が不足している修習生が一部に見られるとの指摘があり、また、修習生アンケートによれば、自己の知識・能力の不足を感じたにも関わらず、自学自修に取り組まなかった修習生が一定割合存在することから、実体法・手続法の基本的理解の重要性や、自学自修の重要性を強調する必要がある。

③ 科目間の連携

限られたコマ数の中で有効なカリキュラムとするために、引き続き、刑事系3科目の連携の一層の強化やコラボ講義の充実を検討する必要がある。

④ 指導担当弁護士との連携

導入修習の内容を踏まえた形で分野別実務修習が実施されるように、弁護教官と各単位会の指導担当弁護士との意見交換の場を有効活用するなどして、弁護教官室と各地の弁護士会の指導担当弁護士との連携を深める必要がある。

以上